

古代国家北縁の二つの境界——栗原市入の沢遺跡の 発見によせて——

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-05-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/598

古代国家北縁の二つの境界

—— 栗原市入の沢遺跡の発見によせて ——

熊谷 公男

はじめに

一昨年、宮城県栗原市で古墳時代前期最北の拠点集落とみられる入の沢遺跡が発見されて、にわかには古墳時代の倭国の北縁、に関心が高まっている。昨年（2015年）9月には、当アジア流域文化研究所の主催により、地元栗原市で「古代倭国の北縁の軌轢と交流 栗原市入の沢遺跡で何が起きたか」と題した公開シンポジウムが開かれ、さまざまな角度から本遺跡の重要性が議論された。その予稿集の村上裕次氏の報告⁽¹⁾などを参考にしながら、筆者の問題関心から遺跡の要点をまとめてみると、以下のようなのである。

- (1) 入の沢遺跡は、伊治城跡の南に隣接する丘陵上の古墳時代前期の集落遺跡である。
- (2) 確認された49軒の竪穴住居のうち17軒について調査を行い、12軒が古墳時代前期のものと判明。残り32軒の多くも前期のものと推定される。
- (3) 集落の周囲を幅2.0～4.0 m、深さ0.7～1.5 m、総長380 m程度の大溝で囲い、その内側に材木を10～30 cm間隔で立て並べた材木塀をめぐらす。さらに大溝の外側には盛土が認められ、土手状の高まりとして残っている箇所もあるので、土塁の可能性あり。
- (4) 丘陵上に立地し、(3)のような区画施設が存在することから、この遺跡は「一般集落よりも高い防御性を備え」た集落とみられる。宮城県内で古墳時代前期の同様の性格をもつ集落としては、ほかに美里町山前遺跡・大郷町鶴館遺跡・迫町佐沼城跡の3遺跡が知られているだけで、いずれも黒川郡以北の県北部に所在する。
- (5) 調査した竪穴住居のうち4棟の焼失家屋からは多くの遺物が出土した。とくに、通常であれば古墳に副葬されるような銅鏡が4面、斧・剣・刀子などの鉄製品が30点、ガラス玉・勾玉・管玉などの装身具が264点、さらには水銀朱・ベンガラといった赤色顔料も出土。これらのものが通常の集落から出土することは非常にめずらしい。
- (6) (5)のような出土遺物から、この遺跡はこの地域の有力な集団によって営まれた拠点的な集落とみられる。
- (7) 隣接する伊治城跡でも古墳時代前期の小規模古墳や溝跡、竪穴住居などが見つかっている。溝跡が方形に区画され、豪族居館の可能性も指摘されている。溝の堆積土中から続縄文土器を含む多量の土器が出土した。

以上が入の沢遺跡の特色である。かつて伊東信雄氏は、岩手県の角塚古墳を除けば、古墳時代の古墳は「鳴瀬川、江合川の流域から最上川流域を結ぶ線以南」にしかなく、「ここに古墳時代から一本の線がひかれる」と指摘したことがある⁽²⁾。この「一本の線」は図1の(b)のラインに相当する。入

(1) 村上裕次「入の沢遺跡の調査成果」『古代倭国の北縁の軌轢と交流 栗原市入の沢遺跡で何が起きたか』東北学院大学アジア流域文化研究所、2015年。

(2) 伊東信雄「東北古代文化の研究 — 私の考古学研究 —」『東北考古学の諸問題』東出版寧楽社、1976年。初出1971年。

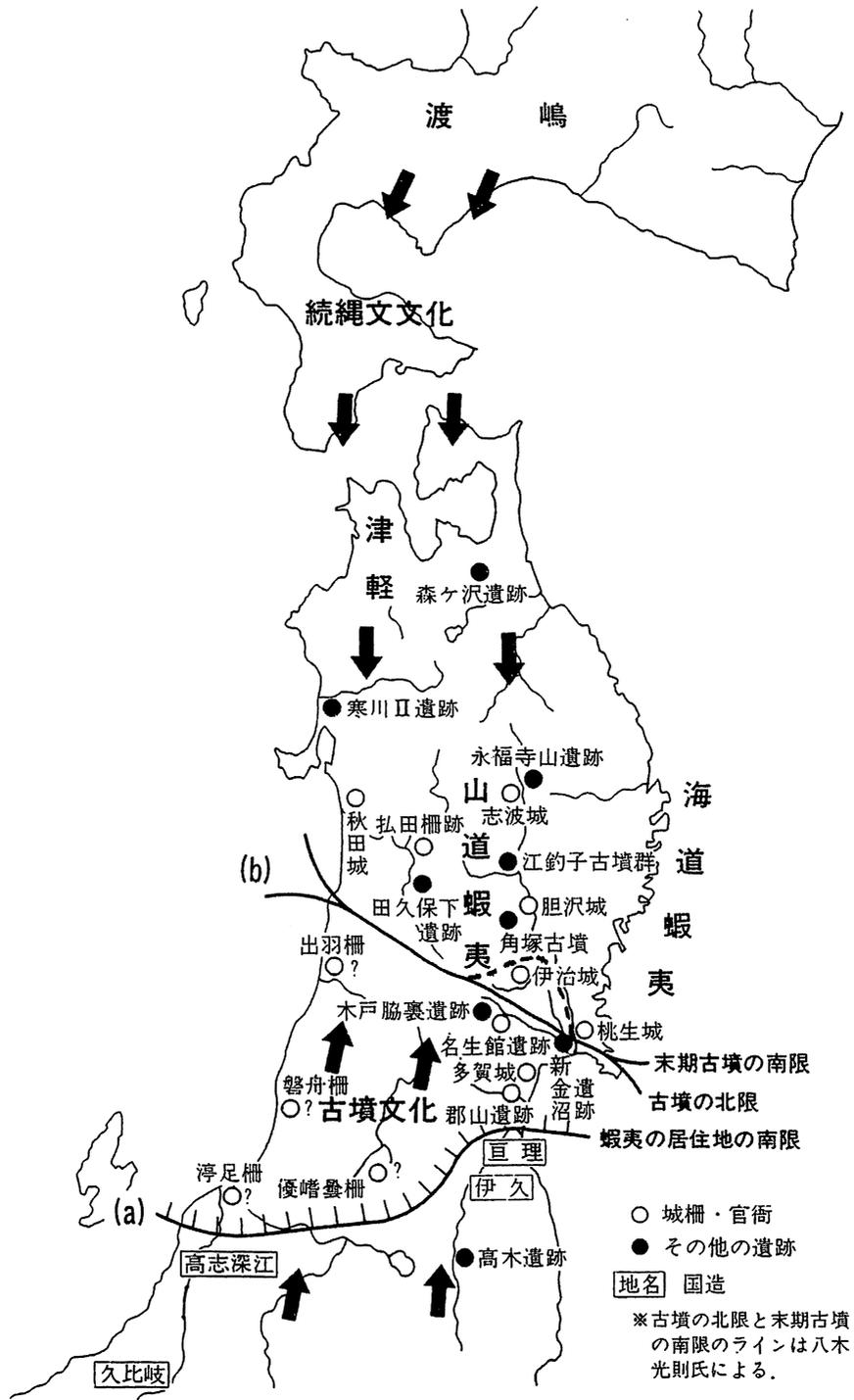


図1 古代国家北縁の二つの境界線

の沢遺跡の位置は、伊東氏が想定した「古墳の北限ライン」よりも10数km隔たっており、一つ北の迫川水系に属する。伊治城跡からも小さいながらも前期の古墳が発見されているので、「古墳の北限ライン」は多少修正を必要としようが(図1の点線ライン)、「一本の線」ではなく、ある程度の幅をもったベルト状の境界と考えれば、伊東氏が指摘したラインの存在自体は、よりいっそう明確になったといえよう。

高橋誠明氏によれば、入の沢遺跡の年代は前期でも後葉（実年代でいえば4世紀後半）にあたるという⁽³⁾。そうすると古墳文化は、一般に漠然と考えられてきたように、南から徐々に北に広がってきたのではなく、古墳時代前期のうちに一気に倭王権の北縁の地にまで到達していたことになる。しかも入の沢遺跡が防御を重視した集落形態をとっているという実態が明らかとなり、さらに一度の火災で複数の竪穴住居がいきなり焼失したことで集落が廃絶したことや、焼失住居から貴重な遺物が多数出土するという興味深い状況も明らかとなった。

辻秀人氏は、発掘調査によって明らかとなったこれらの諸事実から、「入沢遺跡の人々は、戦いに備えて丘陵上に占地し、防御のために大規模な壕と柵木を巡らしたにも関わらず、大規模な火災に遭い、貴重品を持つ余裕もなく、撤退し、この場所には戻らなかった…。軋轢の相手は続縄文文化の人々と推測される」とし、「古墳時代社会と続縄文文化が境を接するこの地域で、これから両者の関係を軋轢と交流の2つの視点で再度検討することが現在の課題であろう」と結んでいる⁽⁴⁾。

火災による焼失にはさまざまな原因が考えられるかもしれないが、それを別にしても、辻氏も指摘しているように、この地域には入の沢遺跡のほかにも防御機能を有する区画施設を備えた集落が分布しており、この地域一帯が、政治的、文化的に異質の世界との緊張関係をはらんだ境界領域という性格を帯びていたことが、入の沢遺跡の発見によってより明確になったことは否定できない。もちろん、もう一方で北の世界の続縄文文化の遺物と古墳文化の遺物が共存する例も少なくないので、両文化の交流という側面も軽視することはできないが…。

入の沢遺跡の発見でにわかに考古学分野で脚光を浴びるようになった「倭国の北縁」とは、考古学的に言えば「古墳文化社会（あるいは政治圏）と北方の続縄文文化社会の境界ライン」のことであるが、それが歴史的にどのような性格をもち、いつごろまで存続した境界であったのかが、さらに考究される必要があろう。

実は、古代の東北には「古代国家の北縁」というべき境界がもう一つあった。それは7世紀半ば以降に初期の城柵の南限ラインとして現われるものである。城柵は蝦夷に支配を及ぼすための施設であるから、それは端的にいつて蝦夷の居住地の南限を示すものでもある。さらにいえば、かつて今泉隆雄氏が指摘したように⁽⁵⁾、「蝦夷」とは倭国の地方支配制度である国造制の施行範囲の外側にすむ「まつろわぬ人々」を一括してよんだ呼称にはじまるので、蝦夷の南限ラインは国造制の北限ラインともほぼ一致する（後述のように会津地方だけが例外）ことにもなる。このラインが図1の(a)である。

筆者は、この二つは性格も存続期間もきわめて対照的な境界ラインであったとみている。すなわち、(a)は蝦夷概念の設定時における政治的な境界ラインという点で重要であるが、支配領域の拡大ともなって北上し、比較的短期に消滅してしまう。それに対して(b)ラインは、入の沢遺跡が形成される4世紀にはすでに政治的な緊張関係をはらんだ古墳文化と続縄文文化の境界ラインとして存在するが、それ以降も、基本的には南北文化の境界ラインとして、さらにはときにはそれに政治的な境界ラインという性格をも合わせもちながら、平安初期にいたるまで実に500年以上にわたって存続するのである。

この二つの境界の研究には学際的な考察が不可欠である。かつて考古学・アイヌ語地名学・文献史学の先人たちは、この古代東北の境界について学問領域を越えて活発に発言をしたが、近年は、残念ながらそのような議論はまったく影をひそめてしまった。個別実証研究は研究の基本であるが、それ

(3) 高橋誠明「古墳時代前期の倭国北縁の社会—宮城県北部の様相—」前掲『古代倭国の北縁の軋轢と交流』。

(4) 辻秀人「東北地方の古墳時代の始まり」前掲『古代倭国の北縁の軋轢と交流』。

(5) 今泉隆雄「律令国家と蝦夷」『宮城県の歴史』山川出版社、1999年。以下、今泉氏の見解はすべて本書による。

にのみ埋没してはこのような複数の学問領域にわたるテーマの研究の進展は決してのぞめないであろう。

とはいっても、学際的研究は確かにメリットばかりではない。相手側の結論の助けを借りて、それに合わせるような考察を行うとすればむしろ逆効果で、研究の停滞も招きかねない。近年、学際的研究が停滞しているのは、そのような弊害をさけようとする意識が強いのかかもしれない。しかしながら、その点を十分に自覚、自戒したうえであれば、学際的研究が大きな成果をもたらすことは疑いない。

そもそもどんな学問にも、研究資料の性質や残存度合い、さらには研究方法に規定されたメリットとデメリットが宿命的につきまとう。研究対象が同じであっても、Aの学問では容易に認識できても、Bの学問ではまったく認識できないということはざらにある⁽⁶⁾。そういう場合、相手側の研究成果を否定的に評価することがまま見受けられるが、それではそもそも学際的研究は成り立ちがたい。だからそうするのではなく、互いに相手側の研究成果を尊重しつつ自らの学問の成果と整合的に理解する努力をするべきであって、それによってより豊かな全体像が得られるはずである。またAの学問とBの学問の研究対象が同じで、その考察結果に重なり合う部分があれば、クロスチェックの原理で考察結果の信憑性がさらに高まることになる。筆者は、このような意味で学際的研究のメリットはすこぶる大きいと考えている。本稿でも、このような立場から学際的な考察を試みたつもりであるが、とりわけアイヌ語地名の研究は文献史料から分かることとつきあわせることによって、年代的な弱点を十分に克服できるというのが筆者の考えである。

以下の本論では、如上のような問題関心から、古代国家北縁の二つの境界ラインを取り上げ、筆者の能力のおよぶ範囲で学際的な考察を行っていきたい。なお、以下では、(a)を「蝦夷の南限ライン」、(b)を「南北文化の境界ライン」とよぶことにする。

(a) 蝦夷の南限ライン

最初に蝦夷の居住地の南限ラインを取り上げる。この境界線に最初に着目したのは今泉隆雄氏であろう。大化元年(645)にはじまった大化改新では、中央の政治体制ばかりでなく、地方支配の再編も推進された。改新政権はそれまでの国造支配を解体し、全国いっせいに評(のちの郡に相当)において王権の地方に対する一元的な支配体制の構築をめざした。それを実現するために諸国に使者(ミコトモチ)が派遣されたが、なかでも東国に遣わされた使者を『日本書紀』は「東国等の国司」とよんでいる。東国国司には担当地域の人口・田地の調査や、国造支配の解体と立評および評の官人の任命などとならんで、地方有力者の武器の収公などが任務とされていた。ただしこの武器収公には例外があった。蝦夷と境を接する地域では、集めた武器の数を集計したのち、もとの持ち主に預けておくよう命じられるのである。ところが、翌年、指示に反して武器をもとの持ち主に預けないで国造にわたしたというので、担当の国司が咎められている。これは、蝦夷と近接する地域にも国造が置かれていたことを示している。このことから今泉氏は、大化の時点では国造の支配領域の外側の住民が蝦夷とよばれていたと解したのである。そこで今泉氏は、さらに『先代旧事本紀』所載の「国造本紀」の陸奥に該当する部分に「伊久国造」や「思国造」(「日理国造」の誤記説が有力)がみえることを根拠に国造制の北限を、太平洋側では宮城県南部の伊具・亘理地方として、それ以北の住民が蝦夷とよばれたとみた。

筆者は、今泉氏の見解に基本的に賛同しつつも、「国造本紀」に依拠して国造制の北限、したがっ

(6) 具体的には、熊谷公男「国家支配のはじまりと蝦夷の抵抗」(『蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館、2015年)で蝦夷論や城柵論について述べた。

てまた蝦夷の居住地の南限を考定することは史料的に不安が残ると考え、より直接的な根拠にもとづいて蝦夷の居住範囲を考える方法を試みた⁽⁷⁾。それは、一つは城柵の設置範囲であり、もう一つは史料的に確認できる蝦夷の分布範囲である。以下、前著の記述を若干補足・訂正しながら、改めて述べてみたい。

『日本書紀』大化4年(648)是歳条に「治_二磐舟柵_一、以備_二蝦夷_一」とあるように、城柵は蝦夷への備えとして置かれるものである。もう少し具体的に述べれば、大化改新後、国造の支配領域では、国造の治めるクニを解体、再編して評を置き、評の役人に支配を行わせる体制に改編していった。一方、国造の支配領域の外側は、「まつろわぬ人々」の住む、政治的に異質な世界であった。倭王権はそのような「まつろわぬ人々」を、ある段階(文献史料からは6世紀半ばごろと推定される)から一括して「蝦夷」とよぶようになる。蝦夷の居住地では、国造制のような既存の支配システムがなかったので、国造の支配領域と同じ方法をとることができなかった。そこで国造の領域外、すなわち蝦夷の地においては、中央政府直営で支配の拠点として城柵を造営するとともに、その周辺に他地域の住民を柵戸(移民)として移住させ、かれらを人的・物的基盤として城柵を維持し、蝦夷を支配する方式をとったのである。したがって端的にいうと、城柵が置かれたところは、もともと蝦夷の居住地であったことになり、それも通常は、その時点での境界領域(南限)に近いところとみてよい。

そこで改新後に置かれた城柵をみていくと、日本海側の高志(越)国では、淳足・磐舟の両柵であり、太平洋側の道奥(陸奥)国では、文献史料は残されていないが、初期の城柵遺跡とみられる郡山遺跡(仙台市南部、のちの名取郡域)である。そのほか『日本書紀』持統3年(689)正月丙辰条には「陸奥国優嶮曇郡城養蝦夷」とあって、「城養(柵養)蝦夷」が米沢盆地の優嶮曇評(のちの置賜郡)にいたことが分かる。柵養蝦夷とは、帰服して城柵に付属し、城柵から食糧(夷禄)などを禄として支給される蝦夷のこととみられるので、米沢盆地には城柵が置かれていたとみてよい。

近年、宮城県域で「囲郭集落」とよばれる、関東からの移民に関わるとみられる材木塚と溝で区画された特殊な集落が各地で発見されている⁽⁸⁾。その時期は大化改新後の7世紀後半代が中心であり、仙台平野から大崎平野にかけての地域(すなわち本稿で取り上げた(a)と(b)の二つの境界線の間の地域)に分布する。

「囲郭集落」は、その成立時期や分布範囲が初期の城柵とはほぼ一致することから、改新以降の城柵設置にともなう移民政策のなかで形成された集落と考えられる。しかもその分布範囲は、宮城県域では国造の北限よりも北に限られる。太平洋側で最南の城柵遺跡である郡山遺跡の西に隣接して長町駅東遺跡があるし、最近発見された蔵王町円田盆地の十郎田遺跡⁽⁹⁾はそれより南に位置するが、国造が置かれた北限である伊具・亶理地域とは阿武隈川とその支流である白石川をはさんですぐ北側に位置するので、先述の(a)のラインと矛盾しない。筆者は「囲郭集落」を初現期の城柵の一類型ととらえ、改新以降の城柵支配を維持するための移民(=柵戸)政策のなかで生み出された遺跡と考えているが⁽¹⁰⁾、その議論を別にしても、「囲郭集落」の分布は初期の城柵に準じて考えるのである。

なお「国造本紀」によれば、越後地域に関わる可能性のある国造としては、高志国造・久比岐国造・高志深江国造の三つがあげられるが、このうち高志国造は記載順が若狭国造と三国国造の間なので越前方面とみた方がよいと思われる。久比岐国造はのちの頸城郡、すなわち現在の新潟県西部に比定さ

(7) 熊谷公男『古代の蝦夷と城柵』〈歴史文化ライブラリー〉吉川弘文館、2004年。

(8) 村田晃一「飛鳥・奈良時代の陸奥北辺―移民の時代―」『宮城考古学』2、2000年。

(9) 鈴木雅「十郎田遺跡の7世紀集落」『宮城考古学』12、2013年。

(10) 熊谷、前掲『古代の蝦夷と城柵』。同「城柵論の復権」『宮城考古学』11、2009年。

れ、高志深江国造は、平城宮跡で「越後国沼垂郡深江□」という木簡が出土しているので、現在の新潟市付近に比定するのが妥当であろう⁽¹¹⁾。

つぎに蝦夷とよばれた人々の居住範囲であるが、日本海側では、大化3年に淳足柵（現新潟市付近）が造られたことに加え、新潟市の的場遺跡からは「狄食」と書かれた習書木簡が出土しているので、新潟市付近が南限となる。したがってここでは国造の北限と一致する。また日本海側の内陸部では、前掲の「陸奥国優嶂曇郡城養蝦夷」の例から、のちの置賜郡に蝦夷が居住していたことが知られる。

一方、太平洋側の蝦夷の居住範囲は、直接的な史料からはあまり明確でない。宝亀元年（770）には、黒川以北十郡（牡鹿・小田・新田・長岡・志太・玉造・富田・色麻・賀美・黒川の10郡）の俘囚3,920人が俘囚身分を脱して調庸の民（＝公民）になりたいと願い出て許されているし（『続日本紀』同年4月癸巳朔条）、これらの10郡に囲まれた場所に位置する遠田郡（宮城県小牛田町付近）は「田夷」（稲作農耕を生業とする服属した蝦夷）によって編成された特殊な蝦夷郡であるので、建郡後もこの地域に多数の蝦夷が住んでいたことは疑いない。ところが黒川以北十郡の南に接する宮城郡以南では、蝦夷の存在を示す史料は残されていない。多賀城が創建されるころまでに、この地域の蝦夷・俘囚らは公民身分に編入されてしまったのであろう。郡山遺跡（Ⅱ期官衙）が多賀城の創建前後に廃絶した後は、多賀城以南に城柵が存在しなくなることも、このような考えを裏づけるものと思われる。

以上、蝦夷の居住地の南限ラインについて検討をしてきた。要するにそれは、基本的に国造制支配の北限ラインにもとづいたものとみてよいことが確認できたと思われる。太平洋側については、若干、不明確な点もあったが、国造の北限が伊具・亘理地域であることと、そのすぐ北側から「囲郭集落」である十郎田遺跡が発見されたことをふまえると、阿武隈川河口付近を太平洋側の蝦夷の南限ラインとみてよいであろう。

ただし蝦夷の南限ラインと国造制の北限ラインをくらべてみると、厳密には会津地域だけが一致しない。すなわち会津地域には蝦夷も城柵も存在を確認することができないが、「国造本紀」によれば国造もみられない。(a)の境界領域では、唯一、蝦夷・城柵と国造の双方の空白地帯なのである。

よく知られているように、会津盆地は、古墳時代前期には東北でもっとも多く的大型古墳が築造された地域である。ところがなぜか、中期以降は大型古墳はまったく造られなくなってしまう（図2参照）。さらに次節で取り上げるように、6世紀中・後葉になると、会津ばかりでなく山形盆地・米沢盆地、さらには仙台平野や大崎平野でも古墳築造は著しく低調となる⁽¹²⁾。藤沢敦氏の描いたこの時期の古墳分布域の北限ラインをみると（図3）、日本海側から太平洋側まで、会津盆地も含めて、「国造本紀」の国造の北限ラインと一致する（図1の(a)ラインは「蝦夷の居住地の南限」なので会津盆地の北側に引いた）。なお、すでに菅原祥夫氏が太平洋側について両者が一致することを指摘している⁽¹³⁾。すなわち考古学から知られる6世紀中・後葉の古墳の分布域と「国造本紀」の国造の北限が、期せずしてほぼ完全に一致するのである。筆者は、これこそ「はじめに」で述べた学際的なクロスチェックの事例であって、「国造本紀」の国造の記載は6世紀中・後葉における古墳を築造するような豪族の存在を反映していると考えられる。したがって「国造本紀」所載の国造が6世紀中・後葉の国造制の実態を伝えるものとみてよいと同時に、6世紀中・後葉における古墳築造が国造制的な倭王権と地方豪族の政治関係にもなうものであることをも証明しうると考えられる。

そうすると、会津地域は6世紀中・後葉には国造制の施行範囲外であったことになるが、それにも

(11) 小林昌二『高志の城柵』（新大人文選書）高志書院、2006年。

(12) 藤沢敦「不安定な古墳の変遷」『倭国の形成と東北』（東北の古代史2）吉川弘文館、2015年。

(13) 菅原祥夫「律令国家形成期の移民と集落」『蝦夷と城柵の時代』（東北の古代史3）吉川弘文館、2015年。

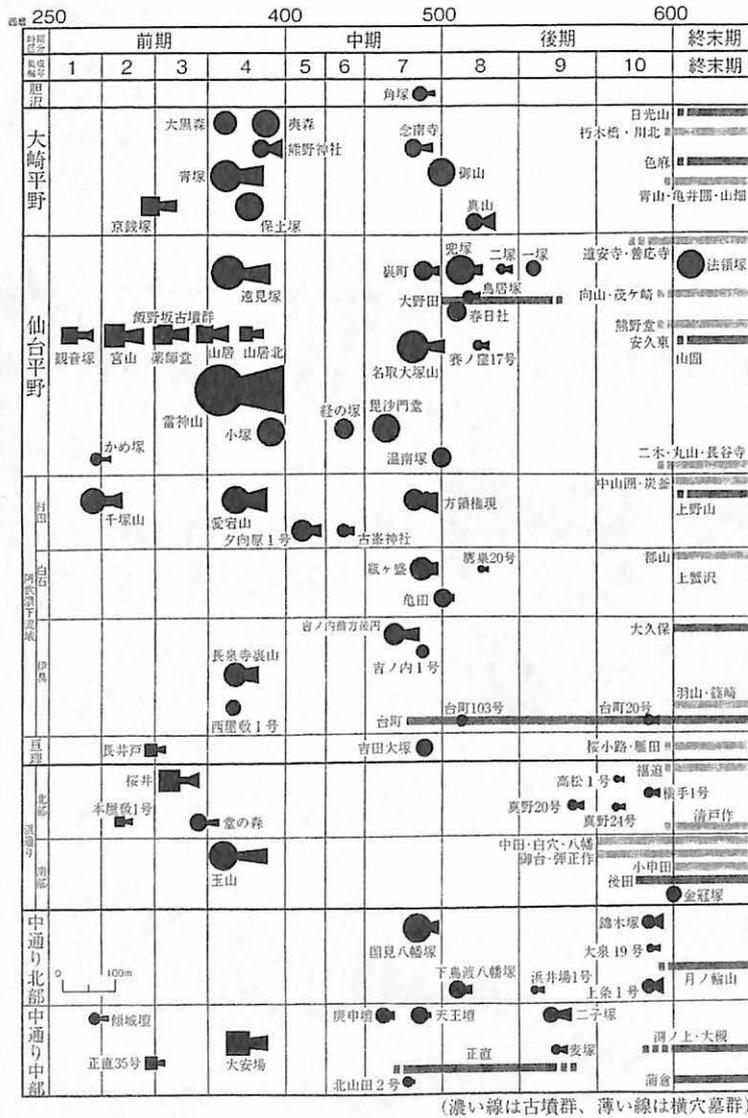
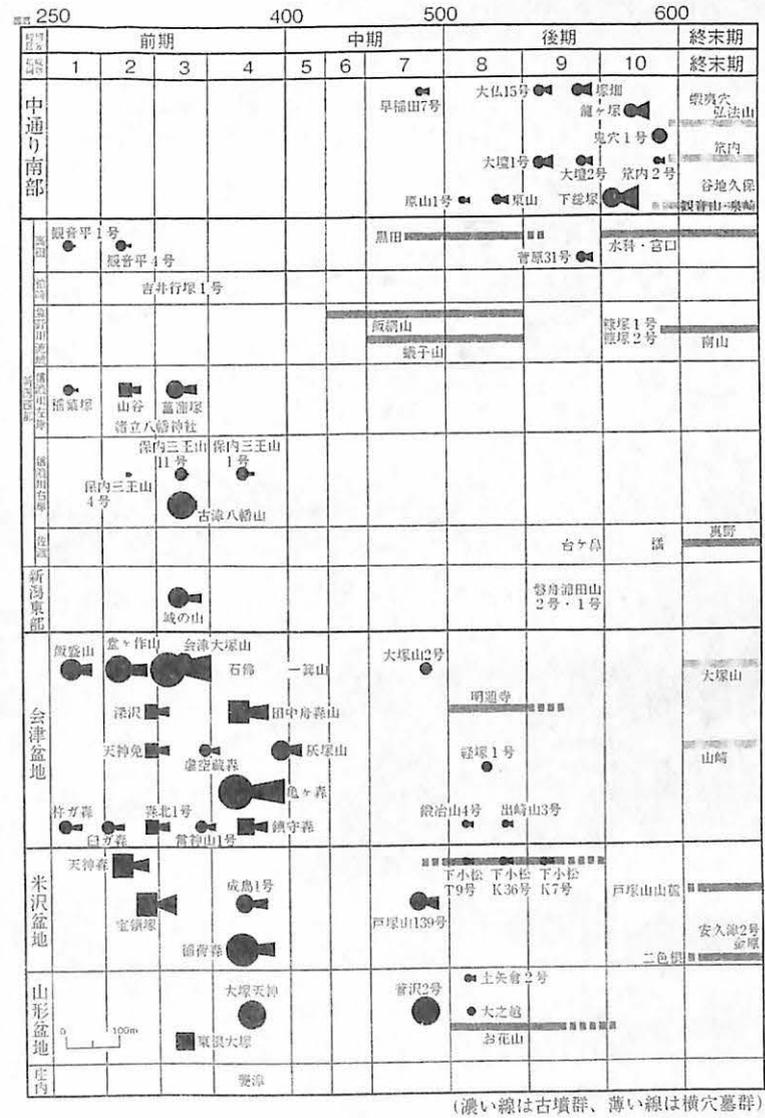


図2 東北地方・新潟県域における古墳の変遷 (藤沢 2015)



前提としたものであり、さらに直接的には大化改新後に評制が施行された範囲（図1の(a)）の外側の人々が一括して蝦夷とよばれ、彼らを支配するための拠点として城柵が設置されていったと考えられるのである。要するに蝦夷の南限ラインは、基本的に政治的な要因によって引かれたものといつてよい。したがってはじめから、古代国家の支配領域が北へ拡大されていけば、(a)のラインもそれにつれて北上していくという性格の境界であったことに注意を喚起しておきたい。その点で、後述のようにほぼ500年にわたって存続した(b)ラインとはきわめて対照的なあり方を示すのである。

このことに関連して注意されることがある。それは、蝦夷の居住地の南限に近い地域では蝦夷の存在を直接示す史料が全体的に乏しいことである。さきにもふれたように、陸奥国の宮城郡以南では蝦夷の存在を直接示す史料は残されていないし、黒川以北十郡の地域も、田夷郡である遠田郡を別にすれば、宝亀元年(770)に俘囚3,920人がいっせいに公民身分に編入されたあとは、蝦夷の存在を示す史料はほとんどみられなくなる。また出羽側の置賜・最上郡でも、持統3年の「陸奥国優嶮曇郡城養蝦夷」の例を別にすれば、蝦夷、城柵の存在を示す史料は見出せない。ただし出羽郡では、和銅年間に出羽柵や「蝦狄」がみえるし、天平5年(733)に出羽柵が秋田村に移転したあとも、天平9年(737)の奥羽連絡路開設事業の際に出羽守田辺難波が「帰服狄」140人を率いている例がみられる。その居住地は特定できないとはいえ、出羽国北辺部には奈良時代の半ばまでは蝦夷が居住していた可能性がある。

このような関係史料の残存状況からみて、宮城郡以南や最上・置賜郡など、南限ラインに比較的近い諸郡では、蝦夷のほとんどが多賀城創建以前の奈良時代初期に同化され、公民身分に編入されたとみて大過あるまい。それより北の黒川以北十郡でも、奈良時代の後半までは蝦夷の存在が確認できるが、それ以降はほとんどみられなくなってしまう。おそらく宝亀初年に多数の俘囚がいっせいに公民化されたあとは、蝦夷・俘囚はほとんどいなくなってしまうのではないかと思われる。

このような経緯からみて、蝦夷の居住地の南限は、奈良時代初頭までにはおおむね庄内と黒川郡を結ぶラインまで北上し、さらに奈良時代末の三十八年戦争勃発までに黒川以北十郡在住の俘囚がいっせいに公民身分に編入されて、ほぼ完全に(b)の南北文化の境界ラインに吸収されたとみられる。この経過のなかでもう一つ注意されるのは、日本海側では最上・置賜両郡(和銅5年(712)の出羽国建国までは陸奥国に所属)、太平洋側では宮城郡以南、阿武隈川・白石川以北の諸郡(宮城・名取・柴田・刈田の4郡)の蝦夷の公民化の過程では、蝦夷の反乱が起こったことがまったく記録されていないし、8世紀初頭以降、この地域では国府である郡山遺跡(Ⅱ期官衙)・多賀城以外の城柵もまったく確認できない。これらのことから、この地域の蝦夷の公民化は大きな抵抗もなく、比較的順調に進められたとみてよいであろう。

太平洋側の宮城郡以南、阿武隈川・白石川以北の地域、それに日本海側内陸部の最上・置賜両郡(山形・米沢盆地)は、古墳時代を通じてほぼ安定的に古墳文化圏に含まれていた地域に属する。この地域の住民は、当初、国造の支配領域の外という政治的な理由で蝦夷とされたが、文化的には一般の倭人とほとんど変わらなかったため、同化の過程でもあまり大きな摩擦は起こらず、比較的短期間で公民化されたとみてよいであろう。

ところが、律令国家の疆域がそれより北の地域にさしかかると、明らかに様相が変化する。和銅元年(708)の出羽郡設置直後には征討が行われているし、霊龜元年(715)の陸奥国への柵戸の大量移配後の養老4年(720)には、陸奥国で空前の蝦夷の大反乱が起こり、辺郡の公民(=柵戸)の大量逃亡が発生するという事態に陥る。このときの陸奥の蝦夷の反乱は、辺郡、すなわちのちの黒川以北十郡を中心とした地域で勃発したと推定され、この反乱が、養老2年(718)に陸奥国から分置した

ばかりの石城・石背両国の陸奥国への再併合、多賀城の創建と国府の多賀城への移転、鎮守府＝鎮兵体制の創設などの一連の蝦夷支配強化策の直接の原因となったと考えられる。反乱の拠点とみられる信太・丹取等の陸奥国の既存の辺郡を微小な黒川以北十郡へと再編したのも、乱後の支配強化策とみられるのである⁽¹⁴⁾。

このように「南北文化の境界ライン」のすぐ南に接する現在の大崎市周辺の地域で移民政策が組織的に推進されると、この地域の蝦夷の強い抵抗を生み、蝦夷支配体制の全面的な刷新を余儀なくされるのである。これより南の地域ではかつてみられなかった事態である。したがって、この黒川以北十郡の地域は、(b)のラインのすぐ南に位置するとはいえ、宮城郡以南とはかなり異なった性格をもった地域であったことがうかがわれる。

多賀城の創建に相前後して成立した黒川以北十郡は、1郡平均3郷程度の微小な郡の集合体であるが、このような形態をとる郡は、これ以降に建郡された辺郡も含めて、陸奥・出羽両国でもほかに例をみない。しかもこの地域には西から加美町東山遺跡・城生柵跡（色麻柵跡か）、大崎市名生館遺跡（玉造柵跡）・新田柵跡、涌谷町日向館跡・城山裏土塁跡、東松島市赤井遺跡（牡鹿柵跡か）など、8世紀代にさかのぼる城柵遺跡が黒川以北十郡を北から取り囲むように防塁状に点在していることが判明してきた。これは8世紀前半から中葉にかけての(b)ラインが、政治的、軍事的に緊張関係をはらんだ律令国家の北縁を構成していたことを如実に物語るものである。

さらに大崎地域は、もっとさかのぼった古墳時代にも南北両文化が混在した特異なエリアであったことが知られている。入の沢遺跡が所在する栗原地域では、集落跡や小型の古墳は分布するものの、大型古墳はみられない。それに対して大崎地域は、全長90mの青塚古墳をはじめとして古墳時代前期から大型古墳が作られる最北の地である。その大崎地域の北西部には、4～6世紀にわたって存続する続縄文系の皮革加工の拠点とみられ、続縄文系の土壙墓も発見されている木戸脇裏遺跡をはじめ、続縄文系の遺跡が集中する場所があり、続縄文文化圏の南限でもある。ところがもう一方で、4世紀の山前遺跡や5～6世紀の名生館遺跡などの古墳文化の拠点集落も存在する。しかもこれらの拠点集落からは続縄文土器が出土するばかりでなく、とくに名生館遺跡では続縄文文化特有の黒曜石の原石や製品が出土していて、これらの集落で皮革加工に使う黒曜石製スクレイパーやそれを使った皮革加工が行われていたことが確認されている。このように大崎地方の遺跡で黒曜石が多量に出土するのは、大崎地方西部に湯の倉という黒曜石の産地が存在することが大きな要因になっているとみられる⁽¹⁵⁾。

それにしても同じ地域に土壙墓をとまなう続縄文系の遺跡があるかと思えば、大型古墳や古墳文化の拠点集落があり、しかもその拠点集落で黒曜石製石器の生産や皮革生産など続縄文的な生産活動が行われていたというのは、南北両文化の関係を考えるうえですこぶる興味深い。境界領域では、続縄文文化と古墳文化が複雑に入り組み、あるいは融合する形で混在しているのである。南北両世界は、入の沢遺跡が示唆しているような緊張、対立関係ばかりでなかったことが、大崎地域の古墳時代の遺跡のあり方から改めて確認できよう。今後の考古学的研究の進展によって、南北両世界の複雑な関係の実態解明が進むことが期待される。

このように大崎地域は、古墳時代前期以来、南北両文化の混在する境界領域という地域的性格をもち続けていたのであり、その点で宮城郡以南と異質の地域であった。そのことが、奈良時代の初めに坂東から大量にこの地域に移民が送り込まれたことを契機として空前の反乱が起こった根本原因では

(14) 熊谷公男「養老四年の蝦夷の反乱と多賀城の創建」『国立歴史民俗博物館研究報告』84、2000年。

(15) 高橋誠明「古墳築造周縁域の地域社会の動向—宮城県北部大崎地方を中心に—」『古墳と続縄文文化』高志書院、2014年。

ないかと考えられる。

(b) 南北文化の境界ライン

ここにいう「南北文化の境界ライン」とは、「はじめに」でも述べたように、日本海側の秋田・山形県境付近より太平洋側の北上川河口（現石巻）付近に至るラインである。このラインですぐに思い浮かべるのはアイヌ語地名が濃密に分布する地帯（アイヌ語地名地帯）の南限であろう。アイヌ語地名は、ほとんどがその土地の地形にもとづいてつけられるので、遠く離れた土地でも、同じような特徴をもつ地形であれば同じ地名が付けられるのである。たとえば、「涸れた・小さい・川」という意味のアイヌ語であるサツ・ピ・ナイにもとづく地名が北海道では浦臼町に札比内があるかと思えば、東北でも岩手県遠野市に佐比内がある、という具合である。アイヌ語地名の研究家である山田秀三氏の調査によれば、アイヌ語地名では、-ナイがもっとも多く、ついで-ベツ（ベツ）、-ウシ、-オマ・オマイなどの語尾をもつ地名が多いという。アイヌ語地名地帯では、アイヌ語地名が単独で存在するわけではなく、「先ずナイが目立ち、その中にベツ、ウシ、オマイ等がある」というふうに群在しているという特徴がある。

山田氏は、すでに1957年刊行の『東北と北海道のアイヌ語地名考』⁽¹⁶⁾で、綿密な現地踏査をふまえた東北地方のアイヌ語地名の研究成果を刊行していたが、その後、1974年の「アイヌ語族の居住範囲」⁽¹⁷⁾で、アイヌ語地名の南限を具体的に述べている。それによれば、東北地方を「あるところまで南下すると、その線で突然がたんど段をつくっているようにアイヌ語系地名が急減している」とし、具体的には「奥羽山脈の東側では、仙台のすぐ北になる大崎平野…がアイヌ地名の濃い土地の南限になっている」。一方、西側では、秋田県の雄勝郡までは驚くほど-ナイが多いのに、県境を越えて山形県の最上郡に入ると、ほとんど-ナイは見られなくなるという。秋田・山形両県境がアイヌ語地名地帯の南限であることが「極めてはっきりして」おり、「このように地名分布の濃薄に顕著な段がついていることは、古代文化を解明する上で見逃すことのできない一つの鍵」なのではないかと述べている。

さらに山田氏の遺著となった『東北アイヌ語地名の研究』⁽¹⁸⁾の「前文」でも、同様に「東北地方を南下して来ると、東は仙台のすぐ北の平野の辺、西は秋田山形県境の辺からの北にはむやみにあったアイヌ語型のナイのつく地名が、それから南では突然全く希薄になる。またそれとベツ、ウシ等が混在している姿も全然見えなくなる」という。山田氏はそれを「アイヌ語地名の濃い地帯の南限線」とみて（図4参照）、「その南限線から一步南に下るとアイヌ語型のナイは急に希薄になり、それがベツやウシと混在する姿など全く見えない。歩いていて別な国に入ったみたいである」と、踏査の経験をふまえた感想を述べている。山田氏はこのアイヌ語地名の南限ラインを、飛鳥～奈良時代の「蝦夷居住地と和人の土地の境界線」にだいたい一致するとして、東北北部のアイヌ語地名が古代蝦夷の居住範囲に由来すると考えたのである。

なお、山田氏自身がふれていることであるが、アイヌ語地名研究の先達である金田一京助も、はやくにこのような現象に気づいて、「ナイ及びベツは、津軽・秋田・南部の地方にはかなり保存されて居り、そこから、陸前・羽前へ越すにつれ、俄かにナイもベツも姿を消し、辛うじてそうらしいものを見るだけ、白河の関以北は、それでも、若干を見出すことが出来るが、白河の関を越すに至つ

(16) のちに『アイヌ語地名の研究 3』〈山田秀三著作集〉（草風館、1983年）に収録。

(17) のちに『アイヌ語地名の研究 1』〈山田秀三著作集〉（草風館、1982年）に収録。

(18) 山田秀三『東北アイヌ語地名の研究』草風館、1993年。

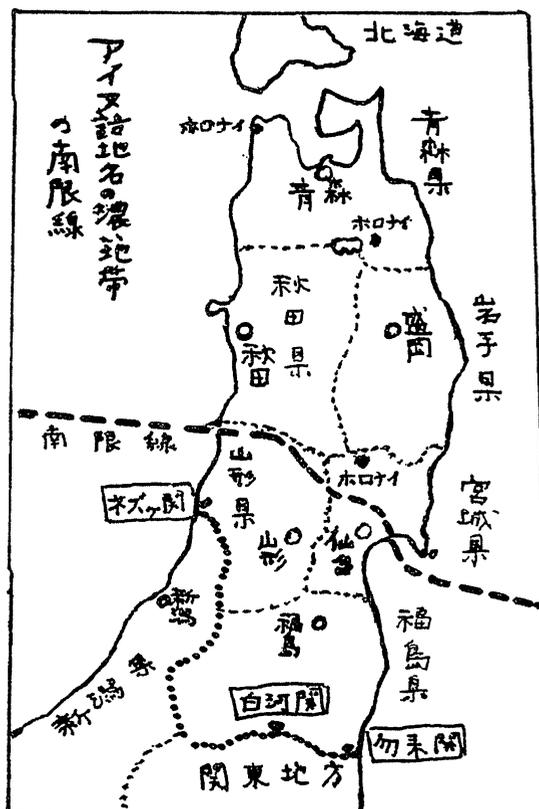


図4 アイヌ語地名地帯の南限線 (山田 1993)

ては殆どナイもベツも見えなくなってしまう」と、若干、ニュアンスを異にするが、東北北部と南部でアイヌ語地名の濃淡に大きな落差があることを指摘している⁽¹⁹⁾。山田氏のいう南限線は、この金田一の説を継承しつつ、さらに綿密な踏査と研究で明確化したものといえよう。

興味深いのは、この山田氏の見出したアイヌ語地名地帯の南限線に対して、間もなく考古学者からも、別の角度からその存在を裏づけるような意見が出されたことである。それは伊東信雄氏である。氏は東北大学の最終講義で、岩手県の角塚古墳を除けば、中期古墳も後期古墳も「鳴瀬川、江合川の流域から最上川流域を結ぶ線以南」にしかなく、「ここに古墳時代から一本の線がひかれる」といい、しかも「この線が、奈良時代の牡鹿柵、新田、玉造、色麻などの諸柵と秋田移転以前の出羽柵を結ぶ線」に一致することを指摘している。さらに伊東氏は、この線から北では後北C式や北大式などの北海道系の土器が出土することにも注意をうながし、「東北南部ではすでに大古墳の造営のはじまっていたこの時期に、東北北部では古墳の造営はなく、北海道的な文化が存在したのである」という、現在の研究につながる重要な発言をしている。東北北部から北海道系の続縄文土器が出土することは、今日では常識になっているが、伊東氏が久原コレクションの注口土器に青森県三戸郡目時出土と書かれた札が付けられているのを見つけたときには、「北海道のものとそっくりなので、あるいは札のつけちがいかと半信半疑であった」と述懐している。伊東氏は、「この北海道的な土器の出土する地域が、アイヌ語の地名ののこっている地方であることは注意せらるべきである」として、山田氏のアイヌ語地名の研究を引き合いに出し、「アイヌ語地名の濃厚に分布する範囲は宮城山形両県の北部から北で、前述の北海道的な土器の分布範囲とほぼ一致する」ことを指摘する。そして「東北北部にアイヌ語地

(19) 金田一京助「北奥地名考」『古代蝦夷とアイヌ』(平凡社ライブラリー)平凡社、2004年。初出は1932年。

名が多くのごっており、また北海道と同じ遺物が出る以上、東北地方に北海道のアイヌと同じくアイヌ語を話す人間が居住していたことは否定出来ず、「蝦夷もある時代まではアイヌ語を使用していた」という考えをはじめて表明する⁽²⁰⁾。津軽の弥生時代の遺跡で大量の焼米を発見し、「東北の古代文化は遅れてはいなかった」ことをいちやく実証したことから、蝦夷辺民説の旗手の一人と目されていた伊東氏が、晩年になって蝦夷アイヌ説を唱えたことは、少なからぬ研究者から驚きの目をもって迎えられた。この伊東氏の最終講義を聴いた工藤雅樹氏は深い感銘を受け、のちに蝦夷アイヌ説と非アイヌ説（辺民説）の統合を目指すようになる⁽²¹⁾。

その後、伊東氏の学説は「ネオ・アイヌ説」などとよばれ、文献史学にも影響を与えた。虎尾俊哉氏は、山田氏のアイヌ語地名の研究や伊東氏の考古学的な研究にもとづく文化的な境界線の存在の指摘に賛同し、これを人種的に異なるアイヌと日本人の「国境線」と解した。虎尾氏によれば、もともとそれは、古代国家と蝦夷との間に「暗黙の諒解とでも言いたい一種の相互信頼によって成立していた国境線」であったのだが、藤原仲麻呂が息子の朝鴉を按察使兼陸奥守・鎮守将軍として東北に送り込んで桃生城や雄勝城を造営するという積極策を展開したことは、その「国境線」を踏み越えることになったとし、それが相互信頼を突き崩し、蝦夷にかつてない激しい抵抗を生み出して、やがて三十八年戦争が勃発したのだという見解を表明している。虎尾氏はさらに論を進めて、三十八年戦争は「ある程度成熟した政治的社会を独自に形成していたアイヌの国と律令国家との戦にほかならない」とも述べている⁽²²⁾。現在では、蝦夷社会は、律令国家が「村」として把握した郷程度の単位集団を基礎としたフラットに近い、流動的な構造であったとみられており、律令国家に対置しうるような恒常的な政治統合を蝦夷社会が実現していたとは考えがたいので、虎尾氏の見解をそのまま認めるわけにはいかないし、三十八年戦争を人種問題に帰結させるのは、かえって事態の本質を見誤る危険性もあろう。しかしながら、虎尾氏が「国境線」ととらえたライン自体は、山田氏や伊東氏が指摘したように、基本的には文化的な境界線（後述するように、時期によってはそれが政治的な支配領域を示す境界線と重なる）であったと考えればいちがいに否定できないと思われるし、それを仲麻呂政権が強引に踏み越えたために激しい抵抗を巻き起こしたという想定は、筆者には魅力的である。

以上、(b)の南北文化の境界ラインに関して、山田・伊東・虎尾の3氏の見解をみてきた。これら3氏の間で1970年代を中心に活発な議論が行われた。その後は工藤氏が山田・伊東両氏の説を継承する形で境界の存在にふれた程度で、30年以上にわたってこの問題の学際的研究は途絶えてしまって今日にいたっている。その間、考古学分野では、倭国の北縁、や古墳分布の北限、が議論されることはあったが、それが蝦夷の南限ラインや城柵の設置ラインとどう関わるのか、またアイヌ語地名地帯の南限と関わるのか、関わらないのかといった問題はまったく議論されないままになっている。筆者は、この北縁の境界の問題は、考古学分野だけの研究では限界があり、少なくともアイヌ語地名研究と文献史学も加えた学際的研究が不可欠で、それによって境界の存続時期や性格がより明確になると考える。

そこで、以下、(b)の南北文化の境界ラインについて、筆者の理解するかぎりでの現在の研究水準に照らしてどのように評価されるべきかを検討してみたい。最初に伊東氏が指摘した「古墳の北限ライン」を取り上げる。「はじめに」でふれたように、栗原地域での小古墳や入の沢遺跡の発見によ

(20) 伊東信雄「東北古代文化の研究—私の考古学研究—」『東北考古学の諸問題』東出版寧楽社、1976年。初出1971年。

(21) 工藤雅樹「蝦夷アイヌ説と非アイヌ説」『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、1998年。初出1983年。

(22) 虎尾俊哉『律令国家と蝦夷』〈若い世代と語る日本の歴史〉評論社、1975年。

て伊東氏の想定した「古墳の北限」を多少修正する必要は生じたが、すでに古墳時代前期に政治的、文化的に異質の世界との緊張関係をはらんだ境界領域が存在していたことが明確になった。この境界のその後の推移については、東北地方の古墳研究の現在の到達点を示すと思われる藤沢敦氏の論考⁽²³⁾を参考にしながら、検討をしてみたい。

藤沢氏によれば、土師器と隅丸方形竪穴住居を指標にして「古墳文化の分布範囲」をみると、おおむね宮城・山形・福島以南の南東北3県の範囲となり、青森・岩手・秋田の北東北3県には古墳文化はきわめて希薄であるという。時期によっては（とくに5世紀後半～6世紀前葉）、岩手県内陸南部（奥州市周辺）、青森県八戸市域、秋田県の一部などにも分布が広がるが、さほど長続きしない。重要なのは、古墳時代の前期（～4世紀末）のうちに「古墳の築造は古墳分布域の全域に拡大し、同時に大型化が進行する」ことで、ほとんどの地域では、前期後半（4世紀中葉～後半）に最大規模の古墳が築造されるという。

ただし近年の調査・研究の進展により、時期によって古墳築造の数や大きさ、分布域などがめまぐるしく変動することが知られてきた。東北地方の古墳は、前期後半までにはやくも分布域全体に広がるが、その後中期に入ると、一転して古墳築造はきわめて低調となり、5世紀前半に編年しうる古墳は数えるほどしかないという。その後、中期後半の5世紀後半から後期の6世紀前葉にいったん活発になり、分布域も太平洋側では一時的に岩手県奥州市（角塚古墳）まで広がるが、6世紀中・後葉には日本海側や仙台平野以北で古墳築造は再び低調となり、分布域は大きく後退する（図3参照）。

このように現在では、古墳時代の古墳の築造範囲が時期によって大きく変動することが明らかとなっているが、藤沢氏の論考の記述のなかに、筆者の問題関心から興味深い点がいくつかあった。

- (1) 古墳の分布域は「前期の段階でほぼ確立している」と、「その後は、岩手県の角塚古墳周辺を除くと、新たに分布域が拡大する地域はみられず、むしろ「後期に分布域が大きく縮小すること」。
- (2) ところが集落遺跡に注目すると、「古墳が活発に築造される時期に、集落遺跡も分布が拡大し遺跡数も多くなる場合もあるが、……宮城県北部や仙台平野では、古墳築造が低調な時期でも、集落遺跡は確認されている。山形県庄内地方でも、確実な古墳がみあたらない中期以降も、……古墳文化の集落遺跡は営まれ続けている」という。要するに集落遺跡の動向からは、ほぼ一貫して「東北南部3県の範囲が、古墳文化が展開し続けた範囲とみることができる」と概括されること。
- (3) 6世紀の中・後葉に、古墳の築造が低調となり、古墳の分布域は大きく後退するが、それは前節で指摘したように、「国造本紀」の国造の分布域の北限とほぼ完全に一致するということ。

(3)については、前節で(a)「蝦夷の南限ライン」との関連で取り上げたが、本節のテーマである(b)「南北文化の境界ライン」と関連するのは(1)と(2)である。今回の入の沢遺跡の発見は、(1)の古墳の分布域が前期の段階でほぼ確立しているという点に加えて、この境界が古墳の築造にとどまらず、古墳文化=政治圏ともいべき一つの政治的世界の北縁でもあって、その北にある続縄文文化圏とは文化的な交流があっただけでなく、一定の政治的な緊張関係が存在したことを明確にしたと評価できよう。さらに興味深いのは(2)である。古墳時代を通して、古墳分布域の北限は時期によって大きく変動するにも関わらず、古墳築造が低調な時期でも、前期に確立した分布域の北限に近い宮城県北部や仙台平野や山形県庄内地域などでは集落が営まれ続けたことである。

(23) 藤沢氏、前掲「不安定な古墳の変遷」。

要するに、古墳の分布域が倭王権との政治関係を示すものだとすれば、倭王権との政治関係のあり方は、時期によって大きく変動する不安定なものであったが、集落遺跡によって示される古墳文化圏はそれとは対照的にかなり安定していて、前期のうちに確立された (b) のライン（ただし太平洋側では伊東氏が指摘した鳴瀬川・江合川水系よりも一つ北の迫川水系も含めたライン（図1(b) ラインの点線部）と修正した方がよい）がほぼそのまま存続したとみられるのである。すなわち、(b) のラインの本質は「南北文化の境界ライン」というべきものであって、ただそれが、古墳時代前期のように、政治的な境界と重なり合う時期もあったとみるのがよいと思われる。

このように考えると、伊東氏がこの同じ (b) ラインが「奈良時代の牡鹿柵、新田、玉造、色麻などの諸柵と秋田移転以前の出羽柵を結ぶ線」に一致すると指摘していることが思い起こされる。現在においては、牡鹿・新田・玉造・色麻等のいわゆる天平五柵が分布する大崎・牡鹿地域では、7世紀中葉には早くも名生館遺跡で関東からの移民に関わる集落が出現し、その後少し遅れて7世紀後葉には、権現山・三輪田遺跡・南小林遺跡・一里塚遺跡・赤井遺跡などで、「囲郭集落」など関東からの移民に関わる特殊な集落が生まれ、その多くが7世紀末には城柵あるいは官衙に転化していくことが明らかになっている⁽²⁴⁾。すなわち大化改新後、国造の支配領域の外側で城柵の設置と柵戸の移配を基本とした領域拡大策が開始されるとほどなく、移民を主体とする特殊な集落が (b) のラインまでいっきに北上するのである。このような経過は、筆者には、古墳時代開始後ほどなく、古墳の分布域がいっきに宮城県北部にまで北上するという事実を思い起こさせる。そして7世紀末にはそれらの集落が城柵、あるいは官衙に転化するのであるが、霊亀元年(715)に柵戸政策がピークをむかえると、養老4年(720)にこの地域で大規模な蝦夷の反乱が起こり、乱の鎮静化後、神亀元年(724)の多賀城の創建に相前後して黒川以北十郡と玉造・新田・牡鹿・色麻等の5柵として整備されるという経緯が明らかとなっている。

このように、改新後まもなく中央政府の移民政策は (b) のラインまで広がり、さらに7世紀末前後には城柵・官衙施設が (b) のラインまで到達するのであるが、その後、城柵がこのラインを越えるのは、海道方面が天平宝字5年(759)の桃生城、山道方面が神護景雲元年(767)の伊治城の造営によってであった。7世紀半ばに移民の特殊集落が営まれはじめたときから数えれば、ほぼ100年にわたって陸奥側の国家の北縁は (b) ラインのところで停滞したままだったことになる。

しかもこのラインを越えて築造された桃生城は複郭構造、伊治城は三重構造とよばれる平面構造をとっており、いずれも住民の居住域を城柵内に取り込んだ新しいタイプの城柵として造営されるのである。このことは、(b) ライン以北の地域では城柵が周辺の蝦夷から受ける圧力が質的に異なるほど強かったことを物語っているとみられる。そして伊治城造営の7年後の宝亀5年(774)に桃生城が攻撃を受けて陥落し、三十八年戦争へと突入していくのである。

一方、日本海側では、多少状況が異なる。和銅元年(708)に越後国の北端に出羽郡が置かれ、相前後して出羽柵も建てられている。その後、和銅5年(712)に出羽国が建国される。この段階までは (b) ライン以南であるが、天平5年(733)に出羽柵を秋田村高清水岡に移転するので、出羽側では、陸奥側よりもほぼ四半世紀はやく (b) ラインを突破したことになる。さらに桃生城が造営された天平宝字5年(759)には山北地域に雄勝城が造営される。ところが興味深いことに、宝亀初年(770年代初頭)には秋田城(天平宝字年間に秋田村の出羽柵を改称)の停廃問題が起こり、まもなく中央政府も秋田城の廃城と南隣の河辺郡への城下住民の移住を承認する。ところが住民たちが移住に抵抗

(24) 高橋誠明「多賀城創建にいたる黒川以北十郡の様相—山道地方—」『第29回 古代城柵官衙遺跡検討会資料集』2003年。

し、また三十八年戦争が勃発したために、秋田城の廃城は先送りされる。結局、延暦23年(804)に出羽国は秋田城の停廃を再提案するが、中央政府はこれを却下し、秋田郡を置いて城下住民を戸籍に編附して支配するよう命じる。このときの出羽国が主張する秋田城の停廃理由には「土地境塙、不_レ宜_二五穀_一。加以孤_二居北隅_一、無_レ隣_二相救_一」(『日本後紀』同年11月癸巳条)とある。すなわち、土地が痩せていることに加えて、出羽国の北隅に孤立して防備がむずかしいというのである。出羽側では、出羽柵が早々と(b)ラインを越えて秋田に移転したが、やはりこの地域では周辺の蝦夷の圧力が相当なもので、単独では城柵を維持することが相当困難であったことがうかがわれる⁽²⁵⁾。

このように、陸奥側と出羽側では、(b)ラインをめぐる疆域拡大の動きには多少の相違があるが、両者に共通するのは(b)ラインを越えると、蝦夷の軍事的脅威が高まり、城柵の維持がいつそうむずかしくなることである。

以上、大化改新から三十八年戦争勃発までの(b)ラインをめぐる動きをみてきた。注目される点をもう一度まとめておくと、まず、大化改新の時点では(a)ラインが古代国家の北縁であり、そのすぐ北側に、日本海側では淳足・磐舟両柵、太平洋側では郡山遺跡などの城柵が造営され、周辺に柵戸も移配されて、北への領域拡大策がスタートする。さらに陸奥側では、多くの移民(柵戸)が関東地方から導入され、城柵の周辺や「囲郭集落」などに住まわされるが、七世紀後葉には、そのような移民を主体とした集落がいきなり(b)ライン付近の大崎・牡鹿地方各地にまで広がり、さらに同地域では集落を母体に七世紀末以降、城柵・官衙が成立する。さらに和銅元年(708)には庄内地方に出羽郡が置かれるので、遅くとも八世紀初頭までには、古代国家の北縁は(b)ラインまで北上するとみてよい。要するに、南北両文化の境界として4世紀以来存続してきた(b)ラインが、ここにいたって再び政治的支配の境界ラインという性格を帯びて顕在化するのである。

この状況は、既述のように、出羽側では出羽柵の秋田移転と雄勝城の造営、陸奥側では桃生城と伊治城の造営によって打ち破られる。もっとも陸奥側の桃生城と伊治城は、(b)ラインにある程度の幅をもたせれば、(b)ライン上に位置するということもできるので、陸奥側ではその後も(b)ラインが完全に政治的支配の境界ラインでなくなったとはいいいにくい状況が続く。そして、おそらくこのような律令国家の強硬な領土拡大策が最大の原因となって宝亀5年(774)に三十八年戦争が勃発する。それが最終的に終結するのは弘仁2年(811)であるが、大勢はその10年前の延暦20年(801)の征討で決する。この翌年、胆沢城が造営されて阿弭流為・母礼らが投降し、さらに翌年には志波城が造営される。おなじころ出羽国では弘田柵(第2次雄勝城説が有力)が造営されて、ここに秋田城―弘田柵―志波城という新たな律令国家の北縁ラインが形成されるのである。

ここに至って(b)ラインは完全に政治的支配の境界ラインとしての使命を終えるが、その後も九世紀代には(b)ラインが蝦夷・俘囚の居住する南限として生き続けるとみられる。承和3年(836)から同7年にかけて陸奥国の奥郡(この段階では黒川以北十郡から斯波郡にいたる地域か)では、武装した俘囚の不穏な動きが原因となって、一般の百姓(公民)が多数逃亡するなどの騒乱が連年のように起こっていた。そのようすを伝える『続日本後紀』承和4年(837)4月癸丑条には、「栗原桃生以北俘囚、控弦巨多。似_レ從_二皇化_一、反覆不_レ定」とある。このころには、もちろん斯波・胆沢地域にまで多くの柵戸が移配されていたが、栗原・桃生両郡以北には依然として同化されない俘囚が多数いて、かれらの多くが「控弦」すなわち武装していたというのである。栗原・桃生両郡はいずれも(b)ライン上の郡であるが、これより北に武装した俘囚が多数いるというのは、(b)ラインが完全

(25) 秋田城の停廃問題の経緯については、熊谷公男「秋田城の成立・展開とその特質」(『国立歴史民俗博物館研究報告』179集、2013年)参照。

に律令国家の北縁でなくなった後も、これ以北には服属した蝦夷が多数居住していて、依然として (b) ラインが南北両文化の境界という性格を一定程度もち続けていたことを示すものとして興味深い。出羽側でも、元慶2年(878)に起こった元慶の乱の際に、秋田城下はむろんのこと雄勝城下にも俘囚がいたことが確認できるので、九世紀末まで (b) ラインが蝦夷・俘囚居住の南限ラインとして生き続けたことが確認できる。

このようにみえてくると、(b) の南北文化の境界ラインは、4世紀の古墳前期以来、ほぼ500年にわたって、時として政治的支配の境界ラインにもなりながら、生き続けたことが確認できたと思われる。

以上、(a) ラインが政治的支配の境界ラインという性格をもち、そのため古代国家の支配領域が北に拡大していくと短期間で消滅するのに対して、本質的に南北両文化の境界であった (b) ラインは、相当程度長期間にわたって存続することが明らかになったと思う。その (b) ラインと山田氏が指摘したアイヌ語地名地帯の南限線がきわめてよく一致するのである。それが単なる偶然ということがありえようか。すくなくとも考古学と文献史学の研究から明らかになった (b) ラインの重要性に鑑みて、この問題を放置したままにしておくことはできないと考える。それでは蝦夷の歴史的な位置づけも、アイヌ民族との関係もあいまいなままになってしまうであろう。

そもそも言語は、出自・文化・宗教・形質的特徴などとならんで民族の重要な客観的指標とされてきた。近年、民族論で主流となっている主観主義的民族論では、民族の究極の決定要因は「我々」という同類意識にあり、それは「彼ら」という他者との関わりのなかから形成されると考えるのであるが、言語が「我々」意識の生成と密接な関係を有することは、植民地支配の同化政策において言語教育が重視されるという事例を想起すれば容易に理解できよう⁽²⁶⁾。したがって古代蝦夷論において蝦夷がどのような言語を使用していたのかという問題はきわめて重要であり、かつては盛んに議論されたにも関わらず、近年の蝦夷論ではまったくなござりにされているといつてよい。そこで、ここで山田氏のアイヌ語地名研究について、文献史学の立場から検討を加えてみたい。

アイヌ語地名の最大の特徴は、既述のように地形にもとづいてつけられているということである。山田氏は、北海道、東北北部のアイヌ語地名の現地の踏査をくり返し、同類の地名の地は同じような地形の場所であることを再三にわたって検証している。したがって、山田氏のアイヌ語地名の研究は、従来よくあった語呂合わせの類の地名研究とは一線を画するもので、その信頼度はきわめて高い。おそらく多くの研究者は、この点に異論はないであろう。しかしながら、山田氏の研究にも弱点はある。それは年代の問題である。山田氏が東北北部のアイヌ語地名を古代蝦夷に由来するものと考えたのは、アイヌ語地名の南限ラインが、飛鳥～奈良時代の「蝦夷居住地と和人の土地の境界線」にだいたい一致するからということなので、確かにこれだけでは根拠としては弱い。そこで、この問題を文献史料によって考えてみよう。

文献史料からは、蝦夷が通常の倭人とは通じない言語を使用していたために蝦夷の訳語(通訳)がおかれていたこと、蝦夷の言語が律令国家側から「夷語」とよばれていたことなどが知られる。まず訳語に関しては、養老6年(722)に、養老4年におこった陸奥の蝦夷と大隅・薩摩の隼人の反乱における功労者への叙勲記事に「征討陸奥蝦夷、大隅・薩摩隼人等將軍已下及有功蝦夷并訳語人、授勲位各有差」(『続日本紀』同年4月丙戌条)とみえる。この「訳語人」に蝦夷の訳語が含まれることは確実であるが、隼人の訳語もいたのかは不明確である。筆者は「有功蝦夷」のあとに「訳語

(26) 言語と民族・社会との関係については、さしあたってトラッドギル『言語と社会』(岩波新書)(岩波書店、1975年)参照。また筆者の民族論についての立場は、拙稿「古代蝦夷論の再構築に向けて」(『東北学院大学論集歴史と文化』50、2013年)を参照されたい。

人」が置かれていることと、律令制下で隼人の訳語の存在を示す史料がほかにないことなどから、蝦夷の訳語のみであったと考える。また元慶の乱終結後の元慶5年(881)に「蝦夷訳語」の物部斯波連永野が外従五位下を授かっているが、これは時期的に元慶の乱における功績を賞したものとみられる。

律令制下で訳語・通事(通訳)が置かれたのは、确实なところでは漢語・新羅語・渤海語に「夷語」、それに「奄美等訳語」(『延喜式』巻30大蔵省)のみであり、それに隼人の言語が加えられるかもしれないという程度である。古代の方言では東国方言が有名であるが、もちろん訳語が置かれたりしたことはない。したがって筆者は、まずこの点から「夷語」を方言のレベルで理解しようとするのは困難であると考えられる。

つぎに、蝦夷の言語が「夷語」とよばれたことは、『日本後紀』延暦十八年(七九九)二月乙未条に陸奥国新田郡の百姓弓削部虎麻呂とその妻が「夷語」に習熟し、でたらめな話をして蝦夷を扇動したとされて日向国に配流されたとあり、『藤原保則伝』にも、鎮守將軍小野春風は、幼少のころ陸奥・出羽の辺境で過ごしたことがあって「夷語」に通曉していたので、甲冑を脱ぎ、弓矢を棄てて反乱軍(『日本三代実録』によれば上津野村の俘囚)の中に入って説得にあたったことがみえている。以上の史料で注意されるのは、まず(b)ライン付近の新田郡の百姓が「夷語」に習熟していたこと、つぎに(b)ライン以北の物部斯波連という斯波郡に本拠をおく蝦夷系豪族が訳語になっていること、さらに小野春風が「夷語」によって説得にあたったのが、これまた(b)ラインよりも北の上津野村の蝦夷だったことなどである。これらのことから、少なくとも(b)ライン以北の蝦夷の多くは「夷語」を用いていたとみてよいであろう。それに対して(b)ライン以南の蝦夷が明確に「夷語」を話していたことを示す史料は残されていない。以上のことから、「夷語」を話す蝦夷は、基本的に(b)ライン以北に限定されるとみてよいのではないと思われる⁽²⁷⁾。すなわち、山田氏のいうアイヌ語地名地帯の南限とほぼ一致するのである。

なお、「夷語」を日本語と異なる言語とみるべきかどうかという問題があるが、それについては福井勝義氏の見解が参考になる。氏によれば、方言か別個の言語かの主要な基準は「歴史・政治と深くかかわってくる「我々」意識の問題とつながってくる」という⁽²⁸⁾。すなわち、言語が民族の究極の決定要因である「我々」という同類意識の形成に関わっていれば、それは「我々」の言語、すなわち同一の言語ということになり、逆に「我々」とは異なる他者の言語と認識されれば、それは他民族の言語、すなわち異なる言語ということになるのである。そうであれば「夷語」という名称自体が、律令国家が蝦夷の言語を倭人の言語とは異なる化外の民の言語と認識していたことを明確に示していよう。すなわち、「夷語」は一般の倭人には通じない言語で、しかも日本語とは異なる言語と認識されていたことが文献史料から立証できるのである。さらに「夷語」を話す蝦夷の居住範囲も、山田氏が想定したアイヌ語地名地帯の南限線と矛盾しないことも指摘した⁽²⁹⁾。

文献史料からいえるのは、だいたい以上のようなことであって、「夷語」がアイヌ語系統の言葉であったのかどうかは、直接文献史料から明らかにすることはできない。しかしながら山田氏の研究によってアイヌ語地名地帯の南限線として(b)ラインの存在が指摘され、さらに考古学からも文献史学から

(27) ただし、養老4年の陸奥の蝦夷の反乱が当時の陸奥の辺郡、すなわち黒川以北十郡の地域を中心にしたものであるとすると、その乱平定の有功者のなかに「訳語人」がいるのは、黒川以北十郡あたりの蝦夷も「夷語」を使用していた可能性が考えられる。そうであっても、山田氏は大崎平野あたりが「アイヌ語地名の濃い土地の南限」と述べているので、大勢に影響はないと思われる。

(28) 福井勝義「多様な民族の生成と戦略」『アフリカの民族と社会』(世界の歴史)中央公論社、1999年。

(29) 以上については、熊谷、前掲「古代蝦夷論の再構築に向けて」で述べた。

も (b) ラインとほぼ同じ境界線の存在が確認でき、しかも両分野の研究を総合すると、古墳時代前期から平安時代初期までの実に 500 年もの間、(b) ラインが南北両文化の境界として存続したことが証明されるのである。ちなみに、(b) ラインが消滅するとみられる 10 世紀以降の境界ラインは、おおむね北緯 40 度ライン以北へと移っていく⁽³⁰⁾。エミシがエゾといわれるようになったあとのエゾの居住地はさらに北上し、津軽・下北半島のほぼ 41 度ライン以北となっていくのである。したがって (b) ラインまでのアイヌ語地名は、これらよりも古い時代に由来することは動かしがたい。

重要なのは、異なる材料と方法を用いた複数の学問分野の研究が、一致して (b) ラインの存在を、それも相当長期にわたって導き出していることである。そのうえ文献史料からは、奈良・平安時代前後に蝦夷が「夷語」とよばれる、通訳を介さなければ倭人と話を通じない言語を用いていたということが、アイヌ語地名の研究とはまったく無関係に、事実として指摘できるのである。ここまでさまざまな学問分野の研究が積み重ねられてきた今日、なおアイヌ語地名は年代が不明確だから、古代蝦夷に関連づけることには慎重であるべきだとして、古代史研究に山田氏の研究成果を用いない立場をとりつづけることは、はたして生産的であろうか。筆者は、文献史料から存在が知られる「夷語」をアイヌ語と異なる系統の言語と想定できる余地があれば別であるが、そうでないかぎり「夷語」はアイヌ語（古代にアイヌ民族は未成立なので、厳密には「アイヌ語系統の言語」というべきかもしれない）とみるしかないと考える。山田氏のアイヌ語地名研究の唯一の弱点であった年代の問題は、こうして学際的なクロスチェックを積み重ねることによって十分に克服できるのである。

おわりに

以上、本稿では古代東北を区分していた二つの境界について、筆者の能力のおよぶ範囲で学際的研究を心がけながら、検討を加えてみた。最後に筆者の思いを率直に述べさせていただくと、ここ四半世紀ほどで東北古代史の研究は長足の進歩を遂げたことは疑いない。ところがそれとは裏腹に、筆者には以前にくらべてかえって低調になった分野があることがどうしても目についてしまう。それは蝦夷論や今回取り上げた境界の問題のような、学際的な考察、議論が不可欠な分野である。蝦夷論は、戦前から活発な論争があった東北古代史で古典的かつ重要な研究テーマの一つであるが、近年、蝦夷論じたいがきわめて低調な状況が続いているし、ましてや学際的な議論はほとんど行われていないのが現状である。また境界の問題も、本稿でみたように、山田秀三氏のアイヌ語地名の研究を契機に 1970 年代には考古学者・文献史家も加わって活発に議論された。この両テーマともにアイヌ語地名は避けて通れない問題である。ところがその後は、工藤雅樹氏が蝦夷論の論考や一般向けの古代蝦夷の著書などでアイヌ語地名研究の重要性を熱心に説いた⁽³¹⁾ ことがあげられるくらいで、近年では山田氏の踏査に裏づけられた綿密な研究が古代東北史研究で積極的に取り上げられることはほとんど見られなくなり、もはや忘れ去られたのではないかとさえ思われるくらいである。

筆者は、このような潮流の根底にあるのは多くの研究者の学際的研究への無関心であるように思われてしかたがない。いくら個別の実証的研究が発展しても、蝦夷論をはじめとして、学際的な議論を行わなければ研究が進展しないテーマはなくなるのである。多くの研究者がこのような研究テーマの議論に参加されることを念願しながら筆を擱くことにしたい。

(30) 齊藤利夫「北緯四〇度以北の一〇～一二世紀」（『北の内海世界』山川出版社、1999 年）、入間田宣夫「糠部・閉伊・夷が島の海民集団と諸大名」（同前書）。柳原敏昭「中世陸奥国の地域区分」（『鎌倉・室町時代の奥州』高志書院、2002 年）。

(31) 工藤氏、前掲「蝦夷アイヌ説と非アイヌ説」、同氏『古代蝦夷』（吉川弘文館、2000 年）など。